

## 研究費の不正事案－出張旅費の不正取得－

今回は、文科省 HP で公表されている、他大学で実際に発生した出張旅費の不正取得の事案を紹介します。

◇研究機関	早稲田大学	◇不正の種別	出張旅費の不正取得
◇不正が行われた年度	令和元年度、令和3年度	◇不正に支出された研究費の額	267,550円

### 発覚

早稲田大学監査室から早稲田大学学術研究倫理委員会事務局に対し、内部監査の結果、研究費の取扱いに係る不正行為の疑いがあるとの通報があった。

### 調査結果

#### 【動機・原因】

当該教員は、弁明に終始していることから動機及び背景は不明である。

#### 【手法】

##### （出張①）

実際には予定していない国内出張の用務を記載するなどして虚偽の出張申請を行い、出張の後、当該用務を行った旨の虚偽の出張報告を行い、旅費を不正取得した。

##### （出張②）

海外への学会出席及び発表を用務として出張申請を行い、海外へ渡航したが、実際には出張申請に係る学会出席及び発表を行っていなかった。それにもかかわらず、学会への出席及び発表を行った旨の虚偽の出張報告を行い、旅費を不正取得した。

#### 【発生要因】

当該教員は、コンプライアンス教育・研究倫理教育を受講済みであり、不正を行わない旨の誓約書を提出していたにもかかわらず、本件において、あえて虚偽の出張申請及び出張報告を行っていたことに鑑みれば、当該教員に研究者としての基本的な倫理観の欠如があったと言わざるを得ない。

## 研究機関が行った措置

当該職員は停職（4 か月）の懲戒処分となり、交付中の科学研究費助成事業の使用停止措置を行った。

### まとめ

今回ご紹介した不正が発生した大学では、再発防止策として、注意喚起を行うとともに、学会・研究出張における出張報告書への添付書類として、出張先での研究実施を証明できる根拠資料の提出義務づけを検討することとなりました。

本学では契約事務マニュアルへ、出張手続きに必要な書類として「旅行に関する証憑類」を記載しておりますが、年に1度実施している内部監査で、**根拠資料の不足が指摘される研究課題が見受けられます。**

「契約事務マニュアル」には、各手続きにおいて、実態の証明に必要な提出物等が明記されていますので、手続きの際には契約事務マニュアルをご活用いただき、引き続き適正な事務処理に努めていただきますようお願いいたします。

<文部科学省,研究機関における不正使用事案>

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### 最後に

研究費不正根絶のために、文部科学省のガイドライン改正等が行われるとともに、本学でも不正を起こさない、起こさせない組織風土づくりに取り組んでいます。

令和5年9月末に、本学の管理体制状況等を把握するために、文部科学省の職員が来学した際、今後の取り組み等について意見をもらい、それに基づき本学の不正防止に向けた取り組みを強化しているところです。

<参考>

本学 HP の、不正防止に関するページです。

文部科学省が発表している、最新の不正使用事案等も紹介していますので、下記 URL よりご確認ください。

<研究活動上の不正行為への対応>

<https://www.oka-pu.ac.jp/guide/page-162/page-314/>

<研究費の不正使用防止に関する取組>

<https://www.oka-pu.ac.jp/research/page-31045/page-1707/>

<研究活動上の不正行為防止等に関する取組>

<https://www.oka-pu.ac.jp/research/page-31045/page-1690/>